尾花沢市農地賃借料情報(令和6年分)

この賃借料情報は、令和6年1月から12月までに締結(公告)された実勢賃借料により算出した ものです。(農地法第52条に基づく公表)

この農地賃借料情報は、目安としてお示しするものです。

農地の賃借料については、貸し手・受け手のお互いの話し合いにより決定してください。

また、賃借料は金銭以外(現物等)の支払いも可能です。

1. 田(水稲)の部 (10 a)

基	締結(公告)された地区名	平均額		最高額		最低額	
盤	尾花沢地区	16,500	円	26,400	円	5,500	円
整	福原地区	15,300	円	25,600	円	5,000	円
備	宮沢地区	17,000	円	24,800	円	5,400	円
地	玉野地区	14,200	円	20,000	円	7,700	円
域	常盤地区	14,800	円	25,300	円	5,000	円
未整備地域 尾花沢市全体(参考)		10,900	円	20,900	円	3,800	円

2. 畑の部 (賃借料)

(10 a)

締結(公告)された地区名	平均額	最高額	最低額	
未整備地域 尾花沢市全体(参考)	8,300 円	14,000 円	2,800 円	

- 1. 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、特殊な取引と推測し集計から除いています。
- 2. 集計結果の100円未満は、切り捨てしています。
- 3.「平均額」は、データ数による加重平均の値です。
- ◆ 農地に関する諸手続き(許可申請など)は、毎月10日が締切です。(10日が閉庁日の場合は直前の開庁日)
- ◆ 農地に関することは、地域の農業委員または農地利用最適化推進委員にご相談ください。